

後発医薬品（ジェネリック薬品）使用に関する院内掲示

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者さんの負担軽減及び医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しており、後発医薬品使用体制加算を算定しております。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは・・・

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

- 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方箋の変更に関して適切な対応が行える体制を整えております。
- 医薬品の供給状況により投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際には患者さんへ御説明致します。

※ ご不明な点につきましては、当院医師または薬剤師にお尋ねください。